

# 第1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

全国の刑法犯<sup>\*</sup>の認知件数<sup>\*</sup>は減少し、2016（平成28）年には、戦後最少の約100万件となる一方で、検挙<sup>\*</sup>人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約50%に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、2016（平成28）年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める」ことが明示されました。

県では、このような法の趣旨を踏まえ、安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会<sup>\*</sup>の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、当計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

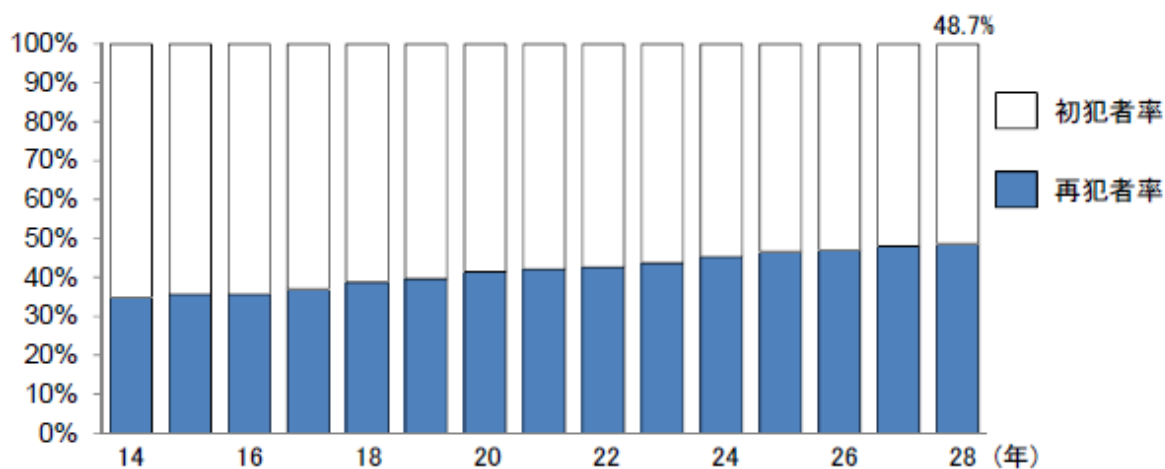
この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

## 3 計画期間

計画期間は2019年度から2023年度までとします（5年間）。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、市町における再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

### 《参考》再犯者率の推移（全国）



（出典：平成29年版犯罪白書）

## 第2 県の取組事項

- 山口県再犯防止推進計画は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するため、国の再犯防止推進計画を勘案して、策定します。

### 【再犯防止推進法（2016(平成28)年12月施行)】

#### 第4条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 【再犯防止推進計画（2017(平成29)年12月閣議決定)】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

- 県では、「住民に身近な行政」の立場から取り組む施策について、5つの柱に整理し、その取組の方向性について記載します。

#### I 広報・啓発活動の推進

#### II 就労・住居の確保

- 1 就労の確保
- 2 住居の確保

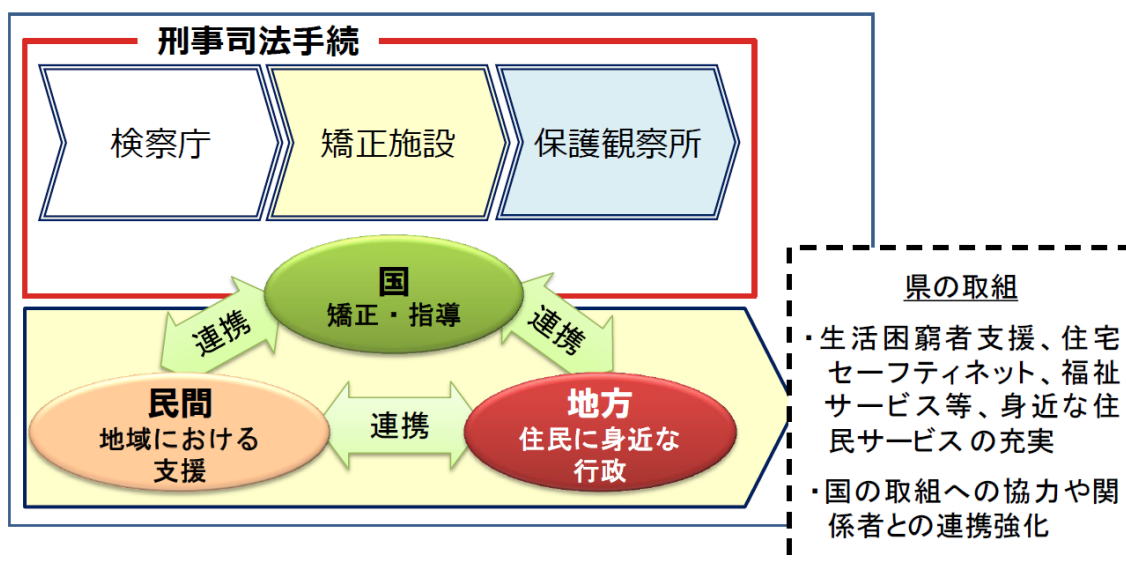
#### III 保健医療・福祉的支援

- 1 高齢者又は障害のある人等への支援
- 2 薬物依存症者等への支援

#### IV 非行の防止と修学支援

#### V 関係機関・団体等との連携強化

## ▼国と地方の役割分担のイメージ



## I 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く県民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

### 1 国等の取組の状況

#### 【社会を明るくする運動\*】

- 全国的な取組である「社会を明るくする運動」については、本県では県内98の機関・団体により県推進委員会が組織され、概ね市町ごとに設置された地区推進委員会と連携し、全県的な取組が行われています。

(2017(平成29)年関連行事参加者数15,598人、出典：法務省資料)

#### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に「再犯防止に関する広報・啓発活動の推進」を掲げ、その取組を推進することとされています。

### 2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

#### ○ 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進

- ・「社会を明るくする運動」を通じ、犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解を促進するための、全県的な広報・啓発活動に取り組みます。

(参考) 「社会を明るくする運動強調月間」 : 7月

法に基づく「再犯防止啓発月間」 : 7月

#### ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- ・「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会\*」を中心に、地域ぐるみの防犯活動等を通じ、県民の防犯意識向上に取り組みます。

## Ⅱ 就労・住居の確保

### 1 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

#### (1) 国等の取組の状況

##### 【就労支援の実施】

- 矯正施設※では、刑務作業※の一環として職業訓練が実施されており、ハローワークにおいては、矯正施設に出向いた職業紹介、職業講話のほか、保護観察※対象者への専門の担当者による職業相談の実施等、就労に向けた支援が行われています。

##### 【生活環境の調整※】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、就労や住居の確保など、生活環境の調整※に向けた取組が行われています。

##### 【協力雇用主の確保・支援】

- 保護観察所では、就業することが容易でない矯正施設出所者等を雇用し、自立及び社会復帰に協力する「協力雇用主」の確保・支援に取り組んでいます。県内の協力雇用主は、276社となっています。

(2018(平成30)年4月1日現在、出典：山口保護観察所資料)

##### 【民間協力者の取組】

- 特定非営利活動法人※である「山口県就労支援事業者機構※」では、協力雇用主確保に向けた広報事業や助成事業等が行われています。
- 済生会山口地域ケアセンターにおいては、山口刑務所と連携し、介護に関する職業訓練を実施し、資格を取得した矯正施設出所者を介護職員として採用する等の取組が行われています。

##### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進することとされています。

◇矯正施設における職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得  
◇就職に向けた相談・支援等の充実  
◇新たな協力雇用主の開拓・確保  
◇犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上  
◇一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

## (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組めます。

### ○ 生活困窮者に対する相談支援

- ・ 県・市町が設置する生活困窮者自立支援相談窓口<sup>※</sup>において、本人の状況に応じた相談支援を行うとともに、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組めます。

### ○ 一般就労が困難な人への就労支援

- ・ 一般就労が困難な人に対し、個々の能力や状況等に応じ、「生活困窮者就労準備支援事業<sup>※</sup>」や「生活困窮者就労訓練事業<sup>※</sup>」、「障害者就労支援事業<sup>※</sup>」等を活用し、一般就労に向けた支援の充実を図ります。

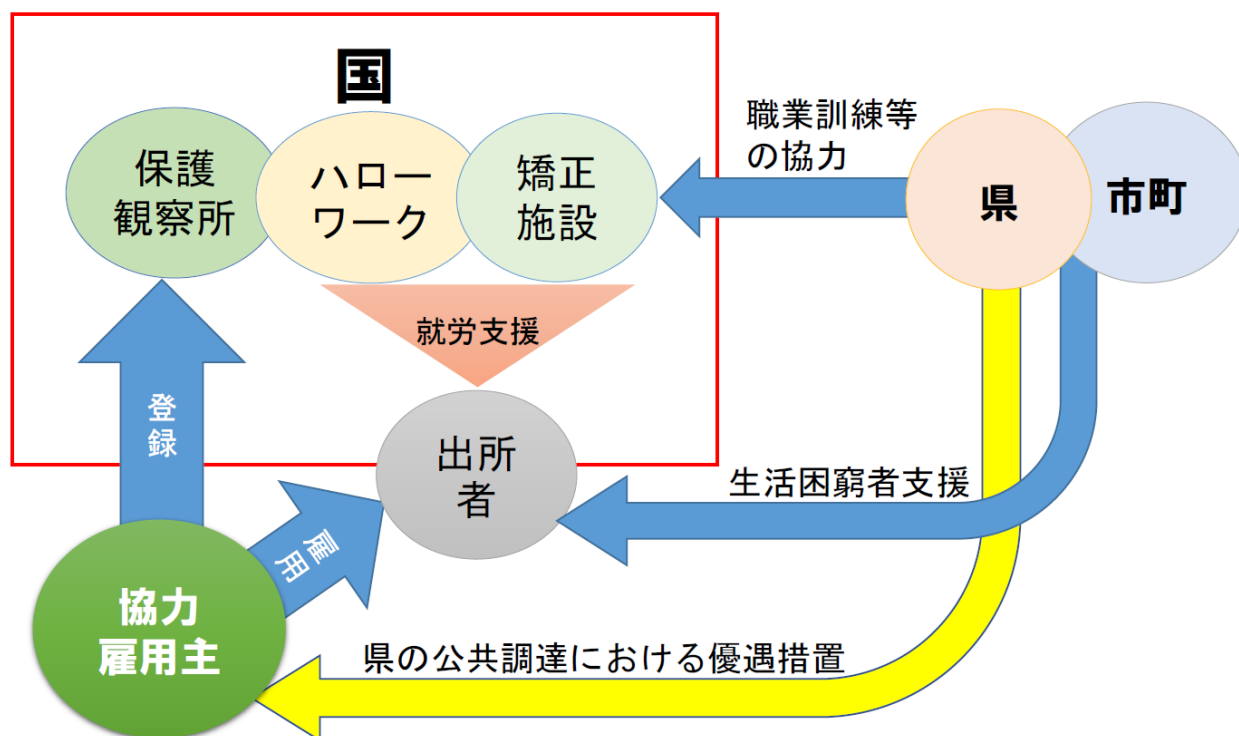
### ○ 協力雇用主への支援

- ・ 政策入札制度<sup>※</sup>を通じ、県が発注する公共調達を受注機会を拡大することにより、協力雇用主を支援します。

### ○ 矯正施設等における取組への協力

- ・ 矯正施設等が行う職業訓練等の取組に対し、必要な協力を努めます。

## ▼ 「就労の確保」取組のイメージ



## 2 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約5割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることなど、生活の安定のための住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

### (1) 国等の取組の状況

#### 【生活環境の調整】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、就労や住居の確保など、生活環境の調整に向けた取組が行われています。  
また、更生保護施設\*や自立準備ホーム\*のあっせんにより、一時的な帰住先の確保の取組が行われています。
- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センター\*（県社会福祉協議会に設置）が一体となって、社会福祉施設への入所等の調整（いわゆる特別調整\*）が行われています。（p 8, 9 参照）

#### 【住宅セーフティネット制度\*】

- 住宅確保要配慮者\*が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、不動産関係団体や居住支援団体\*、県、市町で構成する県居住支援協議会\*において、住宅セーフティネット制度の円滑な運用に取り組んでいます。

#### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進することとされています。

- ◇矯正施設在所中の生活環境の調整の充実
- ◇更生保護施設等の一時的な居場所の充実
- ◇地域社会における定住先の確保

## (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

### ○ 公営住宅での受入れ

- ・ 矯正施設出所者や、支援を行う機関等に対し、公営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

### ○ 住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

- ・ 民間賃貸住宅の所有者等に対し、住宅セーフティネット制度の周知を図り、入居可能な住宅の登録を促進します。
- ・ 矯正施設出所者や、支援を行う機関等に対し、セーフティネット住宅<sup>\*</sup>の入居に関する問合せ先や募集状況等について、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

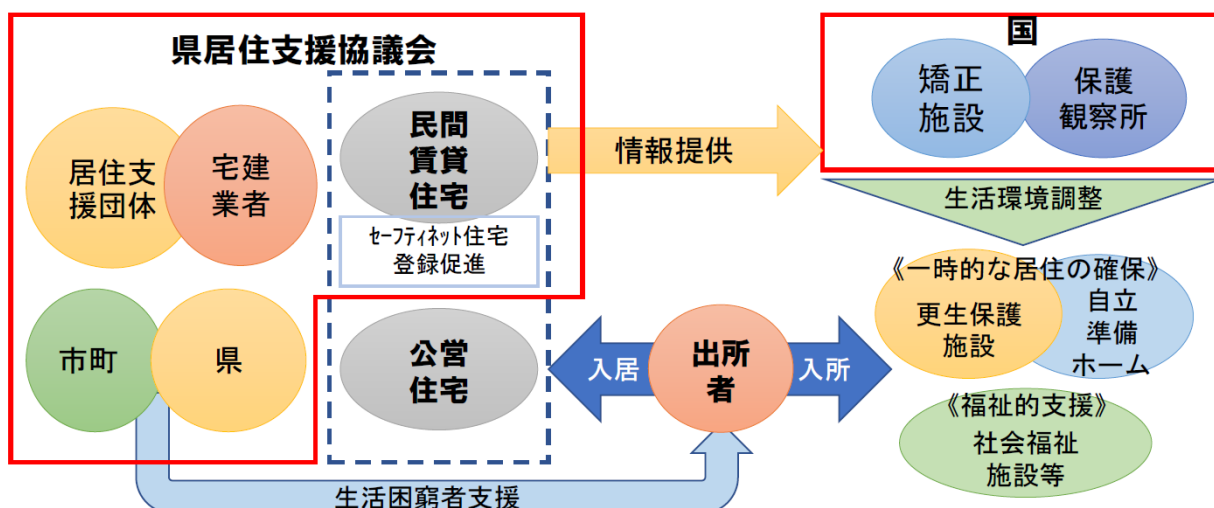
### ○ 生活困窮者に対する相談支援等

- ・ 県・市町が設置する生活困窮者自立相談窓口において、本人の状況に応じ、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- ・ 離職等により、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金<sup>\*</sup>」の支給等を通じ、継続的な住居の確保に向けた支援を行います。

### ○ 一時的な居住の確保

- ・ 生活困窮者自立支援制度における「一時生活支援事業<sup>\*</sup>」の実施等、市町の実情に応じた取組を促進します。

## ▼ 「住居の確保」取組のイメージ



### Ⅲ 保健医療・福祉的支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

#### 1 高齢者又は障害のある人等への支援

##### (1) 国等の取組の状況

###### 【矯正施設等における福祉的支援】

- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センターが一体となって、社会福祉施設への入所等の調整（いわゆる特別調整）が行われています。
- また、高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後に、円滑に福祉サービスが利用できるよう、サービス受給のための各種手続を進めるなど、県、市町等と連携した取組が行われています。

###### 【刑事司法手続\*の入口段階での支援】

- 矯正施設出所者だけではなく、起訴猶予\*者等においても、保健医療・福祉的支援が必要な場合があり、検察庁\*においては、保護観察所や福祉関係機関等と連携し、適切な受入施設等のコーディネートを行う「つなぎ支援」が実施されています。
- 県弁護士会においては、福祉専門職と連携した弁護活動が行われています。また、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会の四会連携により、刑事司法手続の入口段階での具体的な支援のあり方について、検討が進められています。

###### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進することとされています。

- ◇関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
- ◇保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化
- ◇高齢者又は障害のある人等への効果的な入口支援の実施



## (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組めます。

### ○ 県地域生活定着支援センターの取組の充実

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後、必要な保健医療・福祉サービスを利用できるよう、保護観察所や市町等と連携し、円滑な調整を行うとともに、相談支援機能の充実を図ります。
- ・ 犯罪をした人等の社会復帰や、保護司等民間協力者の活動を支援するため、ホームページ等を活用し、福祉サービスや日常生活支援等に関する情報発信の充実を図ります。

### ○ 地域における福祉的支援

- ・ 保護司<sup>\*</sup>や民生委員<sup>\*</sup>、社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金<sup>\*</sup>の貸与や地域福祉権利擁護事業<sup>\*</sup>等、日常生活における福祉的支援を進めます。

### ○ 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- ・ 市町の相談窓口や社会福祉施設等に対し、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援について、理解を促進します。

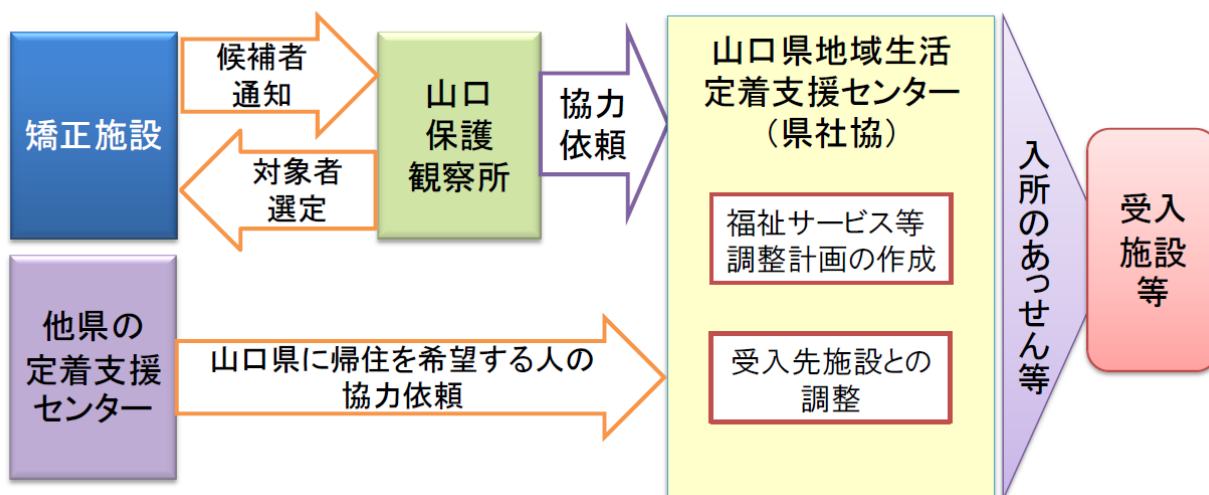
### ○ 矯正施設等における福祉的支援への協力

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所に向け、福祉サービス利用のための各種手続等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。

## ■ 高齢者や障害のある人等への福祉サービスの利用調整（特別調整の概要）

下記に該当する矯正施設出所者について、保護観察所からの依頼に基づき、受入施設等への入所のあっせん等を行う。

- ① 高齢者又は身体障害、知的障害もしくは精神障害があると認められる
- ② 出所後の適当な住居がない
- ③ 出所後、福祉サービスを受けることが適当と認められる



## 2 薬物依存症者等への支援

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっています。また、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

### (1) 国等の取組の状況

#### 【専門プログラムによる指導】

- 矯正施設では、専門プログラムにより、回復に向けた指導が行われています。

#### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進することとされています。

- ◇刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等
- ◇治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実
- ◇薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

### (2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組めます。

#### ○ 県薬物乱用対策推進本部※を中心とした総合的な取組の推進

- ・ 薬物乱用防止指導員※や薬物乱用防止推進員※等と連携し、学校等を通じた児童・生徒・学生への普及啓発に取り組めます。
- ・ 薬物依存症に関するリーフレットの作成や、薬物乱用撲滅キャンペーンの実施、各種講習会、地域のイベント等を活用した地域住民への普及啓発に取り組めます。
- ・ 精神保健福祉センター※等における個別相談や「家族教室※」の開催、DARC（ダルク）※が行う「薬物ミーティング」への協力など、依存症者本人や家族への支援に取り組めます。
- ・ 薬物依存症等に対する医療機関の取組拡大に努めます。

## IV 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

### 1 国等の取組の状況

#### 【法務少年支援センター※】

- 少年鑑別所※では「法務少年支援センター」を設置し、非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、学習支援、カウンセリングの実施等、非行傾向のある少年及びその家族等への支援が行われています。

#### 【民間協力者の取組】

- 保護司は、非行少年等の更生保護※活動を担っており、多くの保護区で、学校連携部会を設置し、コミュニティ・スクール※に参画する等の取組が行われています。
- 更生保護女性会※では、保護観察対象者の社会貢献活動への協力のほか、地域におけるあいさつ運動、見守り活動など、学校と連携した取組等が行われています。
- BBS会※では、非行少年等に対し、兄や姉のような立場から、立ち直りを支援するとともに、非行防止に向けた活動が行われています。

#### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に次の事項を掲げ、その取組を推進することとされています。

- ◇児童生徒の非行の未然防止等
- ◇非行等による学校教育の中断の防止等
- ◇学校や地域社会において再び学ぶための支援

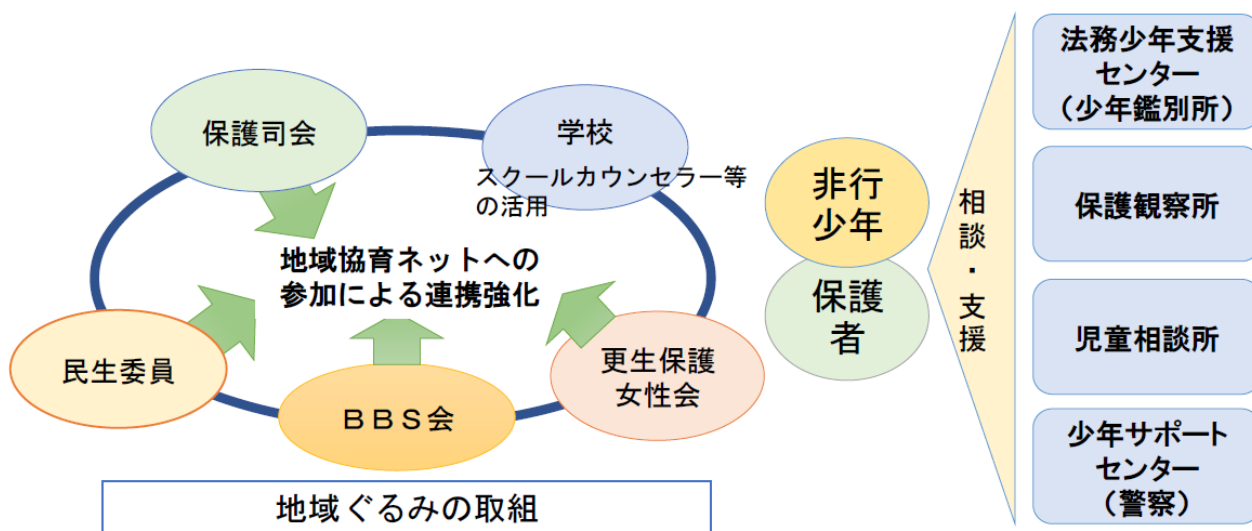
## 2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組めます。

### ○ 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

- 全ての公立学校にスクールカウンセラー<sup>\*</sup>を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー<sup>\*</sup>の活用等により、いじめや不登校への対応等、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。
- 保護観察対象少年の再非行の防止や修学支援に向け、保護司（保護司会）と学校の連携強化を進めるとともに、国関係機関と学校関係機関の相互協力に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会、BBS会、民生委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット<sup>\*</sup>」を活かした非行防止の取組の充実を図ります。
- 児童相談所<sup>\*</sup>や少年サポートセンター<sup>\*</sup>（警察）における、相談支援等の充実を図ります。
- 市町、学校、地域等が連携して、子どもの居場所づくりや生活困窮家庭・ひとり親家庭等の学習支援を行います。
- 法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）の専門的な相談支援機能と連携し、効果的な非行防止の取組を進めます。

### ▼ 「非行の防止と修学支援」取組のイメージ



## V 関係機関・団体等との連携強化

更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市町が相互に連携して取組を進めることが重要です。

また、県内では、保護司(804人)や更生保護女性会(会員3,779人)、BBS会(会員93人)等、多数の民間協力者が活発に活動されており、更生保護や非行防止の取組を支える、保護司等民間協力者との連携が重要です。(人数は2018(平成30)年4月1日現在、山口保護観察所資料による)

### 1 国等の取組の状況

#### 【再犯防止推進計画(国計画)】

- 国においては、「再犯防止推進計画」に「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」や「地方公共団体との連携の強化」の取組を推進することとされています。

### 2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

#### ○ 関係機関との連携強化

- ・ 就労・住居・福祉など、支援の内容に応じた連携を強化します。
- ・ 暴力団関係者やストーカー事犯など、犯罪をした人等の特性に応じ、刑事司法機関と県警察等との連携を強化します。
- ・ 市町の再犯防止推進計画策定等の取組を促進します。
- ・ 担当者会議等を通じて、再犯防止の取組について情報共有を図るなど、住民に身近な機関として福祉等のサービスを提供する市町や社会福祉協議会との連携を強化します。

#### ○ 保護司等民間協力者との連携強化

- ・ 保護司会、更生保護女性会、BBS会等、民間協力者団体が実施する研修会への協力など、関係団体との連携を強化します。
- ・ ホームページ等を通じ、県や市町の施策や、保健医療・福祉サービスの相談窓口等の情報提供等を行い、民間協力者の日々の活動を支援します。